

法改正後の進捗状況について

	項目	進捗状況	
1. 理念	1) 子どもの権利を基礎とした理念の啓発状況		
	2) 家庭支援の在り方		
	3) 家庭養護(家庭と同様な養育)の原則の貫き方		
	4) 児童虐待防止法 第14条 参議院附帯決議にもあるように、体罰を伴わないしつけの在り方提示に関して		
2. 子どもの権利擁護に関する仕組み	児童福祉審議会が児童福祉に関する調査審議の一環として、弁護士との協力により、直接、苦情等を受け付け、児童の権利擁護の審査をする(児相等が権利擁護ができていないときの審査)という仕組み構築		
3. 国・都道府県・市区町村の責任と役割	1) 児相から市区町村への送致: 双方が納得し、子どもが狭間に落ちない送致の在り方		
	2) アセスメントツールの開発状況		
4. 要保護・要支援児童の対象年齢	1) 自立援助ホームの拡大・質の向上		
	2) 里親委託や施設措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、生活面を含め、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設		
	3) 退所児童等アフターケア事業の拡大		
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(1) 基礎自治体における拠点整備	1) 市区町村レベルで相談、指導、里親支援、連絡調整等を一体的に担う事業の創設(児童家庭支援センターの見直しを含む)。	
		2) 要保護児童対策地域協議会の設置徹底の状況	
		3) 要保護児童対策地域協議会への専門職の配置状況	
		4) 3)の研修受講状況	

	項目	進捗状況	
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(2) 通所・在宅措置	1) 児童相談所の指導委託措置について、新たに補助対象とし、様々な社会資源の活用を推進。 2) その取り組みとして以下を行う ・措置解除後等に、関係機関が連携して定期的な児童の安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施 ・児童や家庭の状況に応じて、養育支援訪問事業や地域子育て支援拠点事業等の訪問型支援、児童委員の活動など、アウトリーチ型支援を活用	
	(3) 母子保健法への位置づけ	1) 母子保健における虐待予防の意識向上	
	(4) 特定妊婦への支援	1) 特定妊婦(要支援児童等)と思われる者を把握した時の市町村への情報提供の促進とその扱い方の提示	
		2) 子育て世代包括支援センターの状況(内容等)	
		3) 産前産後ホームに関するモデル事業の実施	
		4) 3)に並行して「産前産後ホーム」に関する制度設計	
		5) 乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業を全市町村で実施	
	(5) 児童相談所設置基準	1) 中核市・特別区への設置に向けた支援の状況	
		2) 中核市・特別区に設置する児童相談所の在り方の提示	
	(6) 児童相談所の機能分化<機能分化>	1) 通告窓口の一元化に関するモデル事業の実施	
		2) 児童相談所における介入・支援機能の分離に関する好事例を分析・評価し、全国に普及	
		3) 「189」の利便性の改善	
	(6) 児童相談所の機能分化<一時保護>	1) 里親等への一時保護委託を拡大	
		2) 一時保護所の環境整備(混合処遇の解消)や量的拡大	
3) 一時保護所の第三者評価の在り方			
4) 一時保護所の基準の見直し			

	項目		進捗状況
5. 新たな子ども家庭支援体制の整備	(7) 司法関与の整備	1) 法務省との協議の場を設置し、速やかに検討	
		2) 当面行われる以下の取組の実施状況の検証 ・28条措置による措置先の変更の可能性がある場合に、里親、施設等を複数併記して家庭裁判所に申し立て、そのいずれかに措置することについて承認を受けることが可能である旨について、全国の家庭裁判所を含め、周知。 ・裁判所が都道府県に保護者指導の実施を勧告する場合について、裁判所が保護者に勧告内容を直接伝達する運用を更に活用。	
	(8) 評価制度の構築	1) 一時保護所の第三者評価の在り方(再掲) 2) 社会的養護関係施設の第三者評価基準の見直しの実施状況を踏まえて、必要な見直し	
6. 職員の専門性の向上	1) 児童福祉司の研修 ・社会福祉士等の基礎資格に応じた必要な研修の受講 ・社会福祉主事を任用する場合の任用前指定講習会の受講 ・スーパーバイザーにおける研修の受講		
	2) 省令で定める他の任用要件についても質の均てん化の観点から見直し		
	3) 児童福祉司の配置基準について、児童虐待相談件数を考慮		
	4) 改正法附則にある子ども家庭福祉の担当職員の質の向上の方策(2年以内)		
7. 社会的養護の充実強化	(1) 里親制度の充実強化	1) 里親制度の普及から児童の養育支援までの一貫した里親支援の状況と在り方の提示	
		2) 里親支援専門相談員を効果的に活用⇒各施設ではなく上記1)に組み込む	
		3) 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業は里親家庭も対象	
		4) 里親の一時保護手当はあがったが、里親への一時保護委託の在り方の提示	
	(2) 就学前の家庭養護の原則	1) 新たな理念規定を踏まえ、里親委託の例外となるケース等を通知で明確化	

	項目		進捗状況
7. 社会的 養護の充実 強化	(3) 特別養子縁 組制度	1) 児童相談所の養子縁組相談・支援の状況を把握し、在り方を提示	
		2) 子どもの継続的養育に資する特別養子縁組の在り方についての周知徹底	
		3) 改正法附則にある利用促進の在り方についての速やかな検討の状況	
	(4) 施設ケアの 充実強化	1) 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の拡大	
	(5) 自立支援	1) 里親委託や施設措置された子どもが、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業(再掲) 2) 自立援助ホームの状況(質の向上を含む)(再掲) 3) 退所児童等アフターケア事業(再掲)	
8. 統計	1) 統計調査の内容の見直しに資するため、正確な国際比較ができる統計資料を構築するため、各国の統計調査の実態把握などの調査研究の実施		
	2) 児童虐待に関する地域のデータベース構築について調査研究を実施		
	3) CDRに関するモデル事業を実施		
9. その他	1) 関係機関が情報提供できる法改正に伴い、民間企業が個人情報保護を乗り越えて資料を提出できる具体ケースのイメージについて通知を発出		
	2) 親子再構築支援に関し、児童養護施設等に配置する家庭支援専門相談員について、平成 27 年度実施中の活動実態等に関する調査研究の結果等を踏まえ、その更なる活用の促進を検討		